# 稲敷市災害廃棄物処理計画策定業務委託仕様書

# １　総則

## １-１　適用範囲

本仕様書は、稲敷市が計画する「稲敷市災害廃棄物処理計画策定業務（以下本業務という）」に適用する。

１-２　業務の目的

本業務は、将来、稲敷市（以下「本市」と称する。）が大地震等の災害に直面した場合に、災害により発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、災害廃棄物に関して予想される事態への対応策、災害廃棄物処理の手順をあらかじめ定めるとともに、災害発生に備えて平常時から取り組んでおくべき事項を整理した稲敷市災害廃棄物処理計画を、環境省において平成30年に改訂された災害廃棄物対策指針を踏まえて抜本的に修正・策定し、本市の災害対応力の向上に資するものとする。

なお、計画作成にあたっては、稲敷市地域防災計画等の関連計画や、茨城県災害廃棄物処理計画と整合を図るとともに、国・県の各種法令・条例等との整合性を判断しながら、本市が実施すべき具体的かつ実効性の高い計画を作成するものとする。

## １-３　履行期間

　契約締結の翌日から令和７年３月２１日まで

## １-４　予算額（提案上限額）

6,358,000円（税込）

## １-５　手続き上必要な届出

（１）業務着手届

（２）管理技術者及びその経歴書

（３）業務行程表

（４）業務実施計画書

（５）その他必要な書類

## １-６　秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容を本市の許可なしに他の調査に使用、又は公表、その他本業務の目的以外に使用してはならない。

## １-７　貸与資料

本業務の実施に際し、受託者が必要と申し出た資料とする。

なお、受託者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、委託者に提出する。貸与された資料は業務完了時に全て返却するものとする。

## １-８　管理技術者及び照査技術者等

（１）受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をそれぞれ配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務のため、担当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。

（２）管理技術者及び照査技術者は技術士（衛生工学部門のうち選択科目が廃棄物、資源循環）の資格保有者で平成３１年度以降に、アについては県内、イについては国内において元請として完成・引渡しが完了した同種又は類似の業務の実績を有すること。

ア　同種業務：災害廃棄物処理計画に関する業務

イ　類似業務：災害廃棄物処理に係る実行計画に関する業務

（３）担当技術者は同種業務の実施経験がある者、または災害対応のエキスパートである防災士等の資格を有する者とする。

（４）選任する各技術者は受託者の社員であること。これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接かつ恒常的な雇用関係（契約締結時点において3ヶ月以上の雇用関係）が確認できる書類（受託者会社記載の健康保険補保険者証）の写しを提出すること。

## １-９　その他

（１）受託者は本業務実施に際し、規定業務の内容の変更又は当該業務以外の調査・計画等の必要が生じた場合は、その段階で委託者とその対応について協議するものとする。

（２）業務内容の変更に必要な書類は受託者が作成する。

（３）各業務の実施にあたって、本市の求めに応じ中間報告を行うものとする。

（４）本業務の再委託を禁止する。ただし、本市の承諾を得た場合は除く。

## １-１０　成果品

受託者は成果品として次のものを納品する。なお、電子データにおいては、ワード又はエクセル（基本）形式とする。

（１）稲敷市災害廃棄物処理計画　　　　　　 Ａ4判　　　　　　　4部

（２）稲敷市災害廃棄物処理計画（概要版）　　Ａ4判　　　　　　　4部

（３）上記（１）及び（２）の電子データ（CD-R等）　　　　　　　　　　　一式

# ２　業務内容

## 受託者は、次の事項について調査・分析・検証等を行い、災害廃棄物処理計画を策定する。

## ２-１　基礎検討業務

（１）基本的事項の整理

稲敷市地域防災計画で想定している災害と被害の概要について整理し、計画で対象と

する災害について整理・検討する。

・対象とする災害の規模・種類（想定地震、風水害等）

・対象とする災害廃棄物

・計画の基本的な考え方

・処理主体

（２）災害廃棄物対策

発災前後で4つの段階を想定して、稲敷市の役割について整理・検討する。

①平常時（発災前）

・処理計画の策定

・自区域内における関係主体との連絡体制の整備（災害協定の締結）

・自治体共同処理体制（共同組織）の整備

・実務的な業務手順・様式等の整備（マニュアル等の作成）

・がれき等、生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理の対応策の検討

・仮置場の選定、準備

・住民広報

・自区域内における処理施設・処理可能量の把握

・災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施

②初動期（発災後約１か月）

・庁内体制の整備

・自区域内における関係主体との連絡体制の整備

・共同組織の設置

・関係機関との連携

・がれき等、生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理

・仮置場の設置・運営

・災害廃棄物量等の算定

・住民広報

・受援体制の整備

③応急対策期（発災後約１か月～３か月）

・被災状況の集約

・災害廃棄物量等の見直し

・住民広報

・仮置場の設置・運営

・環境モニタリングの実施

・災害廃棄物実行計画の策定

・処理の進行管理

・国庫補助金対応

④災害復旧・復興期

・被災状況の集約

・災害廃棄物量等の見直し

・住民広報

・環境モニタリングの実施

・処理の進行管理

・国庫補助金対応

・実施計画の見直し

・災害廃棄物処理実行計画の策定

## ２-２　災害廃棄物発生量の推計（地震被害・風水害）

（１）ごみ量等の整理

「災害廃棄物対策指針」及び「稲敷市地域防災計画」等から、次のごみ量等を推計する。

①生活ごみ・避難所ごみ

避難所及び発災後に各家庭から排出される生活系ごみの量を推計するとともに、そ

れらを適正に処理するための体制等について整理・検討する。

②し尿等

避難所等に設置する仮設トイレから発生するし尿及び尿量及び仮設トイレの必要数

について整理・検討する。

③災害廃棄物（がれき等）

上記で整理した被害想定等を基に、災害に伴い発生する廃棄物（がれき等）の種類

別の発生量を推計する。また、既存の廃棄物処理施設（民間処理業者を含む）におけ

る処理可能量について整理・検討する。

（２）仮置場の検討

立地条件等を踏まえた一次仮置場の候補地の抽出を行う。公有地を基本として、一次

仮置場の候補地を抽出し、法規制、面積、周辺状況、交通アクセス、現状の土地利用等

を考慮して、利用可能性のある土地について整理・検討する。一次仮置場として運営す

るに際して、支障の有無についての確認を行う。その上で、他部署での利用予定等を確

認しながら、一次仮置場としての優先順位を定める。なお、公有地で十分な面積を確保

できない場合には、私有地も調査の対象とする。

（３）処理フローの検討

発生する廃棄物の種類を踏まえ、分別及び再生処理の方策を検討するとともに、発生

量、処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を考慮し、これらの分別・処理フローを検

討・整理すること。

（４）組織体制、市の事務の整理

稲敷市地域防災計画に記されている防災機関の役割と整合性を取った上で、災害廃棄

物対策本部の編成と事務分掌を整理する。また、災害廃棄物や生活ごみ、避難所ごみ、

し尿等の処理に係る各業務の初動期、応急対策期の業務内容を整理すること。

（５）情報収集・連絡網の整理

関係機関との災害時の情報収集及び連絡網を設定するとともに、収集すべき情報を整

理すること。

（６）協力支援体制の整理

自衛隊、警察、消防、県、近隣自治体、関係団体等に対する大規模災害時の連携、協

力、協定等の内容を整理すること。

（７）住民への広報手段の整理

発災後の住民への広報の必要性や、広報の内容と手段を整理すること。

（８）災害廃棄物処理事業費補助金申請に関する重要事項の整理

災害廃棄物に関する国庫補助金交付制度の概要を整理するとともに災害等廃棄物処理

事業費補助金申請を効率かつ円滑に行うため、事前準備及び初動対応時の重要事項を整理し、まとめること。

## ２-３　稲敷市災害廃棄物処理計画（案）等の作成

検討・整理した内容及び市が作成する内容等を基に、稲敷市災害廃棄物処理計画（案）、同概要版として取りまとめること。